

しんきんカードローン

2018年6月18日現在

商品名	◎ しんきんカードローン
ご利用いただける方	◎ 当金庫の営業エリア内に居住または勤務する方 ◎ 申込時及び実行時年齢が満20歳以上65歳未満の個人で公的健康保険加入の方 ◎ 融資限度額10～50万円→ 安定した収入の有無は不問(パート、アルバイト、主婦等も可) ◎ 融資限度額60～100万円→ 安定継続した収入がある方 ◎ 外国人のお客様は永住者、又は特別永住者の方 ◎ 保証会社の保証を受けられる方
お使いみち	◎ 健康で文化的な生活を営むための消費資金にご利用ください ただし、事業性資金は除きます
ご融資金額	◎ 10万円～100万円(単位10万円)
ご利用期間	◎ 3年(原則自動更新)3年毎に見直しがあります。更新予定時点で満70歳以上の方は更新できません
ご融資利率	◎ 当金庫所定の利率を適用させていただきます(付利単位100円) 融資利率は窓口でお問合せください ◎ 融資利率は金融情勢によって変動があります
利息の計算方法	◎ 毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算 ◎ 契約月および6ヵ月後の年2回利息決算を行います
ご返済方法	◎ 随時返済
担保	◎ 必要ありません
保証人	◎ しんきん保証基金が保証しますので必要ありません
印紙、保証料	◎ 印紙代200円を口座より引落します。保証料は貸付利息に含まれており別途お支払いは不要です
ご用意いただくもの	◎ お申込に際しては運転免許証(表裏)が必要となります。運転免許証を取得されていない場合は個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運転経歴証明書(表裏)のいずれかが必要です 又、外国人のお客様は前記本人確認書類に加えて在留カード等別途書類が必要です(注)別途、住民票等が必要となりますので、詳しくは窓口でお問い合わせください ◎ 50万円超(実質60万円以上)のお申込みに際しては年収確認書類が必要です 詳しくは窓口でお問い合わせください
苦情処理措置 紛争解決措置	◎ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時～17時、電話:0120-31-5784)にお申し出ください ◎ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(078-341-8227)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客様相談窓口または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください
その他	◎ お申込みに際しては審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください ◎ 当金庫が発行しますキャッシュカード(兼ローンカード)を使用して現金自動支払機により払出しできます ◎ 総合口座通帳(兼カードローン通帳)をご利用いただけます

ひろがる夢とたしかな未来



播州信用金庫

